

# 公共放送ワーキンググループ（第8回） 議事要旨

## 1 日時

令和5年5月26日（金）15時00分～16時58分

## 2 場所

総務省内会議室及びWEB

## 3 出席者

### （1）構成員

三友主査、山本構成員、内山構成員、大谷構成員、落合構成員、央戸構成員、曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員

### （2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

### （3）総務省

竹内総務審議官、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、林情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、岸同課企画官

## 4 議事要旨

### （1）前回の議論の振り返り等

事務局から、参考資料、資料8-2に基づき、説明が行われた。

### （2）ヒアリング

日本放送協会 井上副会長より、資料8-1に基づき、説明が行われた。

### （3）質疑応答・意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

#### 【大谷構成員】

まず、「放送と同様の効用」という言葉を使っているかもしれませんが、平たく言えば、必須業務とすることによって、国民あるいは視聴者にとってどんな効用があるのかについて、NHKの

言葉でお聞きできればと思っております。今のプレゼンですと、ネットの特性を意識して、公共性の高い番組を分かりやすく提供することによって情報空間の健全性に貢献する例として、災害報道や教育コンテンツなどを挙げていらっしゃいますが、確かにこれはイメージしやすいところだとも思います。加えて、放送なのか、ネットなのか、伝送手段に関わらず、視聴者の声に幅広く耳を傾けることが必須業務となれば、情報空間全体の批判、批評について適切に対応することなど、私としても思い浮かぶ効用というのはございます。

これまでネットが放送を補完していたということが、今度は放送がネットを補完するなどの相互作用も思い浮かぶところではございますが、必須業務とすることの意味について、たくさんの言葉を費やすというよりは、視聴者や競争の問題意識を持たれているほかのメディアに対して、どういう説明をすれば分かりやすいとお考えなのかをまずお聞きしたいと思います。

それからもう1点ですが、面白い表だと思ったんですが、11ページでは、サービス領域が横長に拡大する反面、縦方向には縮小してしまっていて、コンパクトさを意識されているというところですけども、これは、公正競争を意識したリソース配分、何か財源を拡大するというよりは、同じぐらいの規模で、ただ、幅広いサービス領域をカバーしていこうということなのか、その意図を再確認させていただければと思います。

#### 【日本放送協会 井上副会長】

今、大谷構成員がおっしゃっていた必須業務化の意味、これは、質問の中にもありましたが、NHKが今放送でやり遂げている公共放送の使命、先ほど防災のことを取り上げましたが、正確で速い情報や多様な、豊かな、質の高いコンテンツ、こういったものを今NHKは公共放送の使命として放送でやっているわけですが、必須業務化によって、こうしたNHKの本来の一番大事な役割を、あるいは使命を、ネットでのコンテンツの配信の中でも成し遂げることが必須業務化の大きな意味だと考えます。任意業務でも今実際やっているじゃないかという指摘もあるのですが、これはむしろ、必須業務化することによって、よりNHKの使命、ミッション、役割が明確になると考えています。NHKとしてやるべき放送、内容は何か、視聴者・国民がNHKに、公共放送に求めているものは何か、そういった期待とか要請の中で本来業務をやっている、このことをそのままネット空間で本来業務として我々はやっていくということであります。任意業務ということになると、何となく、これもできるんじゃないか、あれも少しやってみようかというようなことも、実はNHKの中で垣間見えるのですが、むしろ本来業務化することによって、公共放送がこれまでやってきた、皆さんの期待に応える内容のニュースやコンテンツをより明確に伝えたいと考えております。

それから、先ほどの11ページの表の話ですけども、これは、御案内のように、NHKは今年1

0月から受信料の値下げを行い、当然、収入規模が減ってまいります。その中で、いわゆる「選択と集中」、今申し上げましたようなNHKに最も求められているものに、つまり、正確な情報の提供やいわゆる情報空間における情報の参照点、多角的な番組の提供など、そういったものによりお金をかけたいと考えております。それをやると、当然、全体の収支規模は縮小の方向ですので、NHKの役割が、言わば研ぎ澄まされた、より純化したものになる、その帯の幅が狭まるということと受け取ってもらっていいと思います。ただ、大事なところは、ここにはきちんとお金を使って、インターネットにおいても、あるいは放送においても質的に決して下がらないように、むしろ向上させることによって情報空間でのNHKの存在価値を高めたいと考えております。

#### 【林構成員】

19ページのガバナンスの在り方についてですけれども、これはまず前提として、競争ルールの話とネット規律の話に分けて考える必要があるかと存じます。19ページで言及されているのは前者、つまり競争ルールについてだと思いますが、これについては、やはり民業圧迫と申しますか、いわゆる国家補助(State aid)の問題が抜き難く存在すると私は思っておりますし、これについては、このワーキンググループの場でも私は折に触れて発言してまいりましたが、その点で、今日もこれに関する資料がありましたけれども、民放連、新聞協会の御懸念というのは、競争のイコールフットリングという点で私も非常によく分かります。

ですので、これまでも申してきたところですが、競争ルールの整備とか運用について、協会内部でのガバナンスの存在、あるいはその強化だけで事足りるとすることには、私はやはり賛同できないところであります。もし本来業務化するのであれば、当該業務に対して、NHKも、とりわけ執行部をチェックする経営委員会による監督とその機能強化というのは、もちろんマスト、大前提でありますけれども、それで足りるかという、そうではないと私は思っております。私は、本来業務化した後の少なくとも最初の数年間程度は、今のインターネット活用業務のように、費用の上限も含めて、NHKは自主基準を作成して、それを総務省の事前認可に係らしめるべきであるとさえ思っております。この点、今のインターネット活用業務の事前認可制度というのは任意業務を前提としたものですので、必須業務に支障がないかという観点で設けられていることは私も重々承知しております。ですので、これを本来業務化するのであれば、その制度設計をについて、現行の事前認可制度を参照するというのは、その趣旨に合致しないんじゃないかという批判もあると思います。しかし、これだけメディアをめぐる市場構造の激変の可能性をはらむ制度改正が行われようとしているときに、そのチェックやガバナンスを当事者の協会だけに委ねておいてよいのかという点については、私は極めて慎重にならざるを得ません。現行の事前認可制度は難しいとしても、少なくとも

も、その実施の在り方について総務省の事前のチェックが不可欠だろうと思います。

この場合、総務省の事前チェックといっても、具体的には、現行制度がそうであるように、中立的な第三者機関であって、いわゆる準司法的な機関でもある電波監理審議会への諮問とその議決という形を取りますので、いわゆる政治色が入ることはないだろうと思いますし、また国会同意人事がとられている電監審委員の審議というのは民主的統制という点でも望ましいのではないかと存じます。そもそも競争ルールの話ですから、マーケットや金融に精通した経済界の委員も入っておられる電波監理審議会はその任にふさわしいと思います。

そういう次第で、BBCの制度はたいへん参考になりますが、ただBBCがこうだから日本も右に倣えということにならないだろうと私は思っていますし、加えて、事前だけではなく事後のチェックについても、毎年度あるいは複数年度、例えばインターネット放送市場検証会議のようなものを総務省内に立ち上げて、定点観測的に競争評価のレビューを行うべきだと思っています。

もちろん今述べた点は、協会の経営委員会にどれだけの権能を持たせるかによって国の関与の度合いが変わり得る論点ですので、私が申し上げたことは、その意味で多分に可變的ですし、そもそも具体的な競争評価プロセスというのは、一義的には経営委員会に委ねるべき事項ですので、国のチェックといっても要所要所に限られます。その意味で、協会と総務省との一種の共同規制アプローチですけれども、本日のプレゼンを拝見して、19ページに書かれてある程度のことでもし競争ルールを済ますというのであれば、今申し上げた懸念を、少なくとも私自身は払拭するのは難しいですし、賛同し難いところです。

最後にもう1点申し上げますと、今まで述べた点はあくまで競争ルールの話でして、11ページに書かれているネット規律の話については私は全く逆の考えを持っています。これについては、公共放送の自覚と責任において、放送法の趣旨の遵守として明確なのであれば、これはネット上の規律を法的に措置するということは慎重であるべきで、オープンなインターネットの原則に照らしても、基本的には11ページに書かれてあるような自律型モデル、すなわち協会内部の自主自律にとどめるというのが妥当だと思っています。この点は、ほかの構成員方ともしかしたら考え方が異なるかもしれませんが、また、ここでNHKさんに何か回答を求めるという趣旨でもありませんので、併せてここで発言させていただいた次第です。

#### 【落合構成員】

先ほど林構成員がおっしゃられた競争規律に関わる部分については私も、具体的にどうされたいのか、どういう御準備をされているのかはまだよく分からない部分があると感じておりました。

その上で3つほどですが、1点目が、資料8-2で出している新聞協会の御質問の中

で、NHKによる説明の必要性について書かれている部分があったかと思います。その中では、先ほどの競争ルールと料金についてどういうふうに考えていくのかと書かれている部分もあります。アプリ導入による課金制か、無料か、民間メディアが被る影響をどう考慮するのかと指摘されております。ここで、NHKのご想定はアプリ導入による課金制であろうとは思われますが、できる限り明確に料金の部分等についてお話をさせていただくことが、資料8-2で説明を求められている御趣旨でもあるのではないかと思いますので、料金の体系等についてどう考えていくのかをお伺いしたいと思います。

またその際に、財源も重要になってくると思います。この財源について、私のほうで以前、例えば民放への協力に関する資金として、広告収入を得ていくようなことも将来的にあり得るのではないかと発言させていただいたこともありました。こういった広告収入を取っていくことについてどう考えるのかについてお伺いしたいです。また、特に国際放送などについて、国内放送と同様に考えていくのかという点についてもお伺いしたいのがまず1点目です。

2点目が、どういった業務範囲を考えていくのかについて、林構成員のほうから先ほど、この部分については比較的自由に考えていくこともあり得るのではないかという御発言があったと思います。一方で、林構成員も、競争規律については厳格にというお話をされていて、現実には民業に対する影響を考えないといけない場合が多いのではないかと思います。結果としては、全体として業務範囲も民業圧迫の点を中心にしっかり考えなければならない中で、ある程度、NHKの判断の自由に対する制約はかからざるを得ないのではないかとも思っております。特にこの業務範囲の中で、オンデマンドについてどう考えるのかについてお伺いをしたいです。オンデマンドについては、従前、放送番組の二次利用サービスという位置づけで開始をされたと思います。しかし、インターネットの普及の中では、特に若年層を中心に、必ずしも同時性を要さない視聴の在り方もかなり強くなってきていると思っております。そういう中で、オンデマンドというものに対する効用をどういうふうに考えているのかをお伺いしたいです。また、オンデマンドの中では、いわゆる文化的な情報を保存しており、地域性だけではなく日本全体の文化の保存のような役割を果たしている部分もあると思っております。こういう中で、全体としてオンデマンドについて引き続き任意業務としていくのか、これを必須業務として考えていくような可能性があるのかもお伺いしたいと思います。ただ、ここで御回答いただく際には、民放各局においても動画配信サービスを行われておりますので、競争状況についてどういう御認識をされているかも踏まえて御回答いただきたいと思います。

最後の3点目、これが民放連や新聞協会のほうで特に御心配をされている、これまでも議論に出てきた理解増進情報に関する部分です。この理解増進情報のなし崩し的な拡大に対してかなり強い懸念が示されているところだと思います。こういった中で、例えば、NHKニュース・防災アプリ

は、現在無料で提供されている部分がありますが、これは放送と同一の情報の内容であると捉えているのか、この同一の情報内容と理解増進情報がどういう関係性にあるのかを伺いたいと思っております。実際、現在のNHKのインターネット活用業務の実施基準の下での理解増進情報の運用に関して、強い批判が出ているところですが、どういう形で評価をされているのかをお伺いしたいと思います。またその際には、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信について、NHKとして、公共放送の役割、機能、需要を踏まえてどう見られるのかという点も併せてお考えを伺えればと思います。

#### 【瀧構成員】

私からは大きく2つ御質問がございます。

1つは、まず、理解増進情報のこれからのに関する質問でございます。理解増進情報自体の定義について、これが新しく必須業務となることでどう変わるのかという中で、若干粗く私なりに考えると、理解増進情報の中にも、放送番組に対する理解を増進するものと、少し広く捉えて、公共放送があつてよかったというか、公共放送自体の存在に対する理解を増進するようなもの、あと、この2つのどちらにも入れ得ないものの、放送ガイドラインにも含まれているような防災やそれ以外にも存在する存在意義みたいな部分があるんだと思っています。特に扱いがどうなるのか気になっておりますのは、公共放送自体への理解を深めるものだと思っています。これは、引用いただきました私の発言のままではあるんですけども、今後例えばNHKプラスというのが何か有料のストリーミングサービスのように捉えられた場合には、そのペイウォールの手前にNHK NEWS WEBなどがあるような形が今々想像されている要素もあるのかなと思っています。ただ、こういったものがもっとペイウォールの後ろ側に来るべきではないかといった議論もあると思います。これらの公共放送という一つのサービスに向けた誘引を今後どういうふうに考えているのかというところを確認したいというのが1つ目の質問でございます。

2つ目は、やや先駆的なところですけど、25ページの様々な放送の多元性確保に向けた貢献の中で、例えば私は一番左にあるようなトラステッド・ニュース・イニシアチブのような、正しい、あるべき報道をつくる情報生成のコストを下げる公共財のような活動に何らかの貢献を行っていくことというのは大変好ましい方法であると思っています。では実際にこういうことを進めますという場合に、NHKは、こういうところに人を配置していくのかやお金を出していくのか、あるいは何かもう少し考えの基盤を提供していくのかなど、具体的にどういう構想の下でこういうものが成立していくのかというところまでもう少し言及いただければと思った次第でございます。例えば、インターネットで記事が出ているという状況に対して、民放や新聞のどんなサービスと競合していく

のか、どんなところが競争上のある種の悪影響になり得るのか、どこが協調領域になるのかというのが、私の中でもう一つ明確化をお願いしたかったというところまでございまして、この2つをお聞きできればと思います。

#### 【内山構成員】

私、第2回会合のときにNHKと民放連に質問を出した立場なので、感想を含めてなんですけれども、今回の実証実験の中でも出ている総覧視聴あるいは一覧性というのは、映像メディアらしい一種の回答で、面白いなというのも直感的な印象としてございました。やはりブラウジングするというか一覧するというところは、やはり映像メディアは非常に苦手ですので、それに対する一つの回答として面白い取組と思った次第でございます。

先ほどの、第2回会合に出していた質問が、今回返された形になったと思いますが、それに併せて質問でございます。NHKはこれから縮小します、というのは御発表の中にもありました。現在、ネット業務で200億円のキャップがかかっている、実際190億円強使われていると思います。ただ、その中をよく見ると、基本的に電波リニアとの共通費というのにも含まれています。つまり、ほとんどのサービスというのは電波リニアで使っている番組、あるいはその素材の転用ということになっています。ですので、その共通費を省いた部分の純然たるネット業務の追加費用って大体今どれぐらいになっているんでしょうか？というのが質問で、この190億から200億という推移ですけれども、この先どれぐらいの額を見込まれているのかなというのが1点目の質問ということになります。

2点目は、これは全く民放側の御意向を反映したものではありませんし、実際いろいろなローカル局の方に話を聞いていても、あまり明確な回答をもらえることはないので、あくまで仮定の質問として聞いていただきたいんですが、仮に民放ローカル局がニュース番組のリアルタイム配信の出口に、既にご当地ニュース配信を行っているNHKプラスを検討した場合に、NHK側としては協力可能なんだろうという質問です。また、それはどういった形で協力が可能でしょうか。もちろん、視聴者に見える表舞台でというのはなかなか難しい直感もありまして、例えばバックヤードのCDNのようなハードインフラの面で協力するということはあり得るんでしょうかということでございます。

少し似たようなところで、ネット業務が本来業務化したときに、いつも引っかかるのは、NHKにかかっているあまねく義務ということです。そのあまねく義務がもし何か言葉としてかかった場合に、どういった実務への応用というのが考えられますかという質問です。これは半分は制度の問題なので、NHKさんに答えてというのは少し難しいのかもしれませんが、実務側としてこ

うということが考えられるんじゃないかという点で結構でございますので、何か示唆をいただければと思います。

それから3点目、やはりNHKは国際ネットワーク、例えば取材や政策、流通販売など、こういったものはやはり圧倒的に強い存在だと思います。ですので、これをある意味で公共放送・民間放送の公民で、変な言い方すれば共有できるという思いもあるんですけども、今日あまり深く御発表がなかったので、改めて追加で質問したいのが、ネットを使った国際展開、例えばNHK本体の国際放送のてこ入れですとか、NHKプラス、NODの海外展開、あるいは関連会社等になってきますけれども、JIBやJAMCOやNEP等の活用等に関して、何か展望はございますか？という質問でございます。その展望といったときに、恐らく2つの側面があって、一つは対ユーザーサービス、例えば在外邦人や外国人、それからもう一つはB to Bの部分、日本のコンテンツホルダーやIPホルダーとの協力、こういう2面において何か展望みたいなものはございますかというところで質問にさせていただきます。

#### 【日本放送協会 井上副会長】

まず、落合構成員の御質問です。料金の話、負担の話の御質問がありました。どの時点で、どこで料金を負担して頂くかという話だと思うのですが、もちろん、アプリ導入時とか、いろいろなタイミングがあると思うのですが、料金体系も含めて、これはまだこれからの検討課題です。非常に重要な論点だと思いますけれども、ここはより精緻に検討していきたいですし、ぜひワーキンググループでの御議論も期待したいと思っております。

財源は基本的に受信料、いわゆる特殊な負担金と考えております。

広告収入の道はあるかということについては、これは、民間放送は広告収入で運営されております。相手があることですので、国際放送においても、広告収入の道があり得るどうかも含めて、民放側のお考えも伺いながら検討していく課題だと考えております。

それから、業務範囲については、これは冒頭申し上げましたように、NHKとしての基本的な考え方に沿って、今度の必須業務化によってむしろ明確になると考えております。

次に、瀧構成員の御質問ですが、今、ニュースサイトについては、そのまま見られますし、もともとNHKの放送はスクランブルをかけているわけではありませんので、いつでも自由に入ることができます。まず、ここからどういうふうな公共放送についての理解を得てもらうか。最初に入り口から入ってきた人たちの、番組のみならず、NHK公共放送にそのものに対する理解の機会にしてもらうという考え方をインターネットについても取っていきたく、その入り口は報道サイトと考えております。



それから、先ほどの説明の一番最後にしておりますけれども、いわゆる民放や新聞社との多元性の確保のための貢献については、本来業務として取り組んでいくべきだと申しましたけれども、非常に重要な課題だと捉えております。これについては、例えば資料の一番右に載せておりますオリジネーター・プロファイル技術（OP）と言われるものについては、お金や人だけではなく、技術的にも何らかの貢献ができるのではないかと考えております。これらについては積極的に対応していきたいという考え方であります。

それから、内山構成員の御質問ですけれども、今、200億円というキャップがある中で、約190億円の経費を、この任意でのネット業務に使っておるわけですけれども、これは令和5年の予算で言いますと、NHKプラスの実施に約65億円、その他の情報提供に約102億円、合わせて、その他も含めて約190億円という規模感になっております。これも先ほど申し上げましたが、むしろネット空間での情報提供がNHKの必須業務になることによって、NHK本来のコンテンツ、あるいは報道について、さらに磨きをかけて放送の効用を増していくという方向のお金の使い方になるのではないかと考えております。必須業務化によって、当然、ネットの世界は玉石混交、数え切れないほどの情報が渦巻いていまして、そういう中で、情報空間の参照点、つまり、正しい情報の起点となりたいと我々は思っているわけです。そのためには、当然、放送の効用を上げるための人、金、施設、技術のところに注力していく、お金を使っていくということになろうかと思えます。つまり、放送とネットの共通費のところにむしろ資源投下していくということになりますと、いわゆる純然たるネット経費がそんなに多くなるということは、全体の予算規模からしてあまり考えにくいと考えております。

それから、地域の民放ニュースのNHKのネット配信を通じた提供という考え方はあり得ると思います。今回の我々のスタンスは、多元性の確保で、当然ここは、地域の情報発信の拠点である地方民放も念頭にあります。こういった地域の文化の育成も含めた多角的な情報の提供という中で、広告などの民放のビジネスモデルの問題が解決するのであれば、提供の仕組みはニュートラルでありますので、一定の協力はあろうかと考えております。この辺は、あくまで民間放送のほうからお話を伺ってからということになります。

それから、ネット時代のあまねく受信義務の考え方なのですが、ネットそのものは原理的にベストエフォートの世界であります。ネットの世界の標準である一定のサービスレベルを確保するというふうな形になるのではないかと考えております。

それから、NHKの国際展開についての御指摘、御提言なのですが、私は2014年から16年にかけて経営担当の理事をやっておりまして、2015年から17年までの中期経営計画に、初めてNHKとして正式にネット展開と国際放送の拡充を打ち出しました。公共メディアという言葉が

使われたのはこの経営計画が初めてであります。国際放送の強化というのは、その頃からNHKの業務として期待が高まりまして、それは今の国際情勢を見ても、むしろ期待が高まっていると認識しております。

ただ、これまで放送でやってきたことが、各国ではもう既にOTT、SNS経由の情報伝達が主流になっております。これを考えますと、ネットならではの態様の例として、4番目に国際放送の拡充を挙げましたが、ぜひこれはしっかり対応していきたいと考えております。さらには、外部プロダクションが作ったコンテンツについても、ネット経由の海外配信として強化していきたいと考えております。

#### 【曾我部構成員】

大きく2点をお伺いしたいと思います。

1つは多元性確保の視点について、こちらは、本来業務として取り組むんだというようなステートメントがございまして、これは大変心強いというか、重要な御方針かと思っております。放送法上は、現在NHKにはそういった目的ですとか業務は割り当てられていないというのが基本だと思っておりますので、大きな転換というふうな理解をしております。これは総務省への要望ということになりますが、例えばNHKの目的でありますとか、そういったところに書き込んでみてもしかるべきようなことであると認識しております。そうしますと、やはりそれなりの取組が求められると思ひまして、そのための道筋についてお伺いをしたいわけです。今回幾つか事例を挙げておられるんですけども、やはり本来業務、必須業務として取り組むのであれば、より体系的あるいは計画的な取組が求められるのではないかと思います。今回御紹介いただいたファクトチェックの問題あるいはOP、オリジネーター・プロファイルのことも、基本的には案件があつて、それにいろいろな都合があつたので取り組むというような印象を受けておりますが、本来NHKは、何らかの計画性を持って戦略的に多元性確保のために施策を考えていくということがあるべき姿ではないかと思っておりますけれども、そういう個別案件ベースではなく、より体系的な取組に向けて何かお考えがあるのかということについてお伺いをしたいというのが第1点です。

2点目は、1点目も瀧構成員から御言及があつたことで、若干かぶるところもあるんですけども、理解増進情報のお話です。従前、資料の11ページの図、こちらの一番下に赤い字で書いてある、「放送と同様の効用で異なる態様のもの」というところに、やや事実上対応しているように見えるものが理解増進情報ではないかと考えるわけです。図には特段、理解増進情報には記載がないわけですけども、そうしますと、新しい制度に移行したときに、理解増進情報というのは、これは廃止になって、新しい、「放送と同様の効用で異なる態様のもの」ということに衣替えをしていくのでは

ないかと思うわけですが、そうしますと、理解増進情報について言われていた、歯止めがないという問題について、同じ問題がこの領域について発生するのではないかと思います。こちらについては、先ほど林構成員などから御指摘のあった、18ページ辺りの一般的なNHKのガバナンスの中で処理していく、歯止めをかけていくというようなことかと思うんですけれども、ただやはり、今、理解増進情報について問題とされているのは、よりマイクロな、例えば政治マガジンはやり過ぎではないかなど、そういった個別のコンテンツに関わる批判があるところなわけですから、それを経営委員会でチェックするという事はやはり難しいのではないかと思うわけです。そうしますと、やはりこれも林構成員などから御指摘あったとおりですけども、より特別なガバナンスというのがやはり求められていくのではないかということですので、これはコメントということになるかもしれませんが、申し上げたいと思います。

NHKオンデマンドに関連して、私がもう一つ気になっているのはNHKアーカイブの問題で、これがどういうふうに切り分けられていくのか、あるいは電子化アーカイブのようなものが新しい制度の下でどういうふうに位置づけられていくのかというようなところも気になるところです。NHKオンデマンドそのものを必須業務にしていくということまでは、現状は個人的には必要がないのかもしれないと思っているんですけれども、やはりより市場性の低い、しかし、ある意味の公共性が高いNHKアーカイブなどについてはより積極的に位置づけていくということが求められるのではないかと思った次第です。

#### 【長田構成員】

私は非常に単純なことの確認なんですけれども、11ページのこの絵を見ていて、今後必須業務化したときには、今現在NHKプラスでは地上放送の全ての番組が流されているわけではないと思うのですが、場合によっては、その流せていない番組も、必須業務化の中では全部流す方向で考えておられるのでしょうか。また、BSについてはどうお考えなのかというのを確認させていただきたいなと思っています。

#### 【宍戸構成員】

私からは大きく2点を、コメントも含めて質問を申し上げたいと思います。

第1に、「放送と同様の効用」というのが一体何なのかについては、個別のサービスあるいは個別の案件について御説明があり、また、それについてNHKの独りよがりで言っているのではなく、ちゃんとしたファクト、データに基づく裏づけがあるということをおっしゃっていただいていることは、非常に重要だと思います。しかし、それを全部総合したときの全体像としてNHKが何を目

指して向かっていこうとされているのかが分からないというところが、恐らくこれまでのこの場での御議論、また、民放連あるいは新聞協会の御指摘の根底にあることではないかと、私自身は思っております。

この点、本来業務ということで申しますと、NHKは経営計画をお出しになり、2021—23年のものを見ますと、まさにこれらのサービスの受益者であり負担者である視聴者・受信者に対して、明確に何を目標しているのかを簡にして要を得た形で、体系的にその取組をお示しになっているわけであります。ありていに言えばこういったものを、デジタル化が進み必須業務化をするという中でどうやろうとされているのかという発信をいただきたいと考えております。また、それがあることによって我々も議論ができたり、また、関係ステークホルダーの理解も深まり、適切な批判も出てくると思いますが、それをお示しいただけるのか、どのタイミングかでお示しいただけないだろうかというのが1点目でございます。

2点目は、ガバナンスあるいは競争評価について様々この場でも御議論が出ております。本来、必須業務化は、個別のこれまでの任意業務、付随業務などに比べれば、はるかに重たい責任や規律がもともとかかっているという前提で井上副会長もお話しになったんだと思いますけれども、その目的について曾我部構成員がおっしゃった問題、あるいは競争評価が難しい論点をいっぱい含んでいるはずではないかという観点からすると、従来 of 規律、箱のままで本当に十分なのか、そこが今問われているんだろうと思います。ですから、今までのガバナンスの箱でという場合であっても、その中でどういう工夫をされるおつもりなのかがはっきりしないと、林構成員がおっしゃるような外からの強い規律を考えていかざるを得ないという話になってくるわけであります。

他方で、例えば電波監理審議会がというお話もありましたけれども、電波監理審議会は大変しっかりした組織だと思いますが、大変多くの業務を電波法等も含めて抱えておられるということ、また、ここでの本来業務、必須業務について政府の監督が強く及ぶということは、公共放送の言論報道機関としての性格から見て、やはり慎重な配慮が必要であり、必要であるからこそ経営委員会制度を本来取っているわけであります。そうだとすると、やはり競争評価についても一定の枠を決めた上で、自律的な御判断をNHKからいただいて、そしてそれを外から評価するという形でないとうまく回らないはずですが、この点について、正直申しますと経営委員会のお立場がよく分かりません。

私、NHKの経営委員会の議事録が大変好きで、毎回見ているのでありますけれども、3月28日の議事録を見ても、コンテンツに介入できないという当たり前の話とか、議決機関だから監督ができないとか、取締役会で普通考えられないようなことが御議論されているような感じでありまして、この場での議論の温度感が経営委員会においてきちり伝わって御判断をいただいているよう

に少し私は思えないのが気になっております。この点について、何らかの形で経営委員会からお考えが示される予定があるのか、この場で御説明いただく予定があるのかということについてお伺いさせていただければと思います。

#### 【山本主査代理】

私からは、制度に関わる問題について3点ほど御質問いたします。

第1点は、11ページに「放送」同様の、自律型モデルが望ましいと考える」と書かれております。NHKのインターネット活用業務を必須業務化すると、そのために、受信料についても、NHKの報告の後のほうの部分に負担をいただく人の範囲を考え直すとあります。そして、11ページにありますように、「放送と同様の効用」が得られるような業務を行うとすると、一つの考え方としては、放送法の規律がNHKのインターネット活用業務について及ぶかということが問題になると思います。林構成員はその点について御意見を述べられたわけですが、この点についてはさらに議論をする必要があるだろうと思います。もしもということなのですが、放送法と同様の規律がNHKのインターネット活用業務にかかると考えたときに、NHKとして業務を行う上で支障が具体的にあるかどうか、どのような支障が考えられるかということをお伺いしたいと思います。放送法上は、例えば番組編集準則、あるいはほかの番組基準、NHKに関してはまた特別な規律がありますし、それから、先ほど内山構成員から御指摘がありましたあまねく受信義務、それから、NHKの報告の後のほうで出ていますが、放送番組審議会の手続が入ること、あるいはこれは放送一般についてですけれども、重大事故報告の義務、こういったもろもろの放送法の規律がもしもかかるとして、NHKとして支障がこういうところにあるという点があれば、具体的にお教えいただきたいと思います。

第2点は費用上限の話で、先ほど来ちらちら出てきたところです。現在の費用上限は、本来業務を削って、あるいは本来業務のために使う費用を削ってインターネット活用業務を行うので、インターネット活用業務は一定のボリュームの中に抑えられるべきだという考え方で行われていると思います。インターネット活用業務がもしも本来業務、必須業務になるとすれば、そういう考え方に基づいて費用上限を設定することにはならないと思います。しかし、競争上の問題があることは指摘されているところで、競争上の支障が生じないようにするための一つの基準として、費用上限を考えることがあり得ると思います。もしもそのように費用上限をなお維持する場合に、NHKとして、インターネット活用業務を行う上で、支障がおりでしょうか。これは、上限がどれぐらいに設定されるかによるとはと思いますが、仮に現在と同じぐらいの水準で設定されるとして、支障があるかについてお伺いしたいと思います。

第3点でございますが、本日の資料の22ページですけれども、負担の在り方というところで、「受益感」が無い“所有即契約”ではなく、“受益感”が公平性を上回る有料契約＝“サブスク”でもない形」という基本的な考え方が示されております。これは前回、ここで議論された論点かと思っております。さらに詳細はとして、エンフォースメントの在り方も含め、法的・技術的要件を正確に詰めていく必要があると書かれております。これはこちらの任務として投げられた問題であるとは思っておりますけれども、NHKとして、こういった法的・技術的な要件を詰めていく上で、実務上気をつけていただきたい、留意していただきたいということがあればお伺いしたいと思っております。

NHKさんは、BBCといった諸外国の例も見ておられると思っておりますので、そういうものを見た上で、こういったやり方が考えられるのではないかと、さらに積極的なお考えがあればお伺いしたいと思っております。これはむしろ本ワーキンググループの任務であると言われたことですので、さらに投げ返すのもどうかというところはありますが、私たちが議論する上で参考にさせていただきたいという趣旨でお伺いします。

【日本放送協会 井上副会長】

それではまず、曾我部先生の御質問です。これは、多元性確保への協力、貢献のために、NHKとして何か協力するだけではなくて、体系的な取組ができないか、ということであります。これはまだそういった制度がないので、NHKの中でもこれから考えていきたいと思っております。インフラでの協力等は既に進めつつありますけど、多元性確保のための取組等については、さらに進めていきたいと考えております。

それから理解増進情報の話については、放送番組に対する理解の増進に資する情報ということで、インターネットは任意業務であるということをお前提としております。今日、「放送と同様の効用」をもたらすという範囲の中に示したものは、理解増進情報に含まれるものもあります。必須業務になりましたら、この定義等を含めて改めて再整理したいと考えております。

それから、曾我部構成員の有料のアーカイブをどう位置づけるかということですが、現在アーカイブは有料の事業として位置づけられておまして、伝統的なメディアの見地からすると、DVD展開等に属するものと考えております。その意味では、今日申しました「放送と同様の効用」の外にあるのではないかと考えております。市場競争に配慮して、民間事業者とともに映像産業の発展、文化の保存といった立場から貢献していきたい、寄与していきたいと考えます。もちろん、現在も行っておりますが、教育コンテンツ、歴史的なアーカイブス等、そういった放送でも繰り返し使われて受信料の範囲内で提供されるものは、これは存在すると考えております。

それから、長田構成員の、地上波で流っていてネットで流せない番組もあるのではないかと、ある

いはBSはどうするのだという御質問ですが、基本、地上波での「放送と同様の効用」があるものとNHKとしては当面位置づけております。ラジオは既に「らじる★らじる」等で流しておりますけれども、BSについてはこれからの課題であり、今の段階では、検討の外にあると考えています。あくまでも地上波が中心であるということでもあります。

それから宍戸構成員の御指摘ですが、実はこの4月から、来年度から3か年の中期経営計画の策定作業を進めておりまして、その中で、今指摘がありましたように、このサービスで何を指すのかという議論を今ちょうど始めたところであります。この秋には中期経営計画の内容を表に出していきますので、その中で示していきたいと思っております。今柱立てをしていることを若干紹介しますと、ネット本来業務化に向けたNHKとしての基本的な考え方は、何でもできるのではなくて、放送と同様に行わなければならない業務とする。それから、安全・安心、あまねく伝えるを重視して公共メディアの役割を果たす。デジタル情報空間の課題に向き合って、価値判断に資するコンテンツを発信する。最も重要なのはコンテンツであり、取材・制作力の強化を進めていくということでもあります。

それからガバナンスの問題は、御指摘のとおりでありまして、今、経営委員会の下で年間の事業計画・予算等を策定する中で、放送についてはガバナンスを規定いただいているんですけども、ネットについても、こういった形が望ましいか、これもこれからの検討課題であります。

それから、山本先生からは3点ありました。規律の問題は、ネット展開において支障があるのではないかとありますけども、こういった趣旨は反映させていきたいと思っております。ただ、これについても、いわゆる放送法で書かれている放送におけるNHKの規律がNHKのネットにおいてどこまで及ぶのかについては、これもまたこれから詰めていきたいと考えております。

それから、ネットの費用の上限の設定の話について、この上限の設定は、これもこれから検討していきますけども、考え方としてはあり得るのではないかと考えているところであります。

あと、負担の在り方について、ここが最も我々が苦心しているところでありまして、もちろんNHKとして、何らかの考え方というか希望があれば、あるいは何かBBC等に参考事例があればということなのですが、そういったことも含めて、これから構成員方とともに考えていくテーマだということになります。

現状ご説明できるところは以上でございます。

#### 【落合構成員】

質疑応答に関して、質問と回答の内容がかみ合っている場合とかみ合っていない場合とでかなりばらつきがあったように思います。特定の質問についてよい悪いと申し上げるものではなく、おそ

らく、御質問された構成員方の御趣旨と必ずしも同じではなかったり、省略をされてしまったりということもあったように思います。答え切れない部分もあったかと思いますが、一方で、それぞれの御質問について重要な意味合いがあったと思いますので、必ずしも今日口頭で簡単にというだけではなく、改めて持ち帰っていただいて正確にお答えいただくプロセスをつくっていただけないでしょうか。

また、自分の質問の補足として、一つ気づいた点を申し上げます。広告につきましては、必ずしもNHKの本来的な財源にするというよりかは、民放に対する協力を行っていただくという趣旨です。その中で、財源として広告料を使っていくことによって、プロミネンスとの関係も踏まえて、よいエコシステムにつながる可能性がないかどうかを御検討いただきたいという意味合いでした。純粋な広告料を取っていただきたいという趣旨ではないことについて、念のため補足いたします。

また、議論を伺っていて1つ気づいた点としては、業務範囲の中で議論されている中で、「放送と同様の効用」というお話があったかと思っております。しかし、情報空間の議論をしている中で、必ずしも、従前の電波で放送波を使って情報発信していた時代の放送に社会的に求められる役割と、現在のインターネット社会の中で情報が氾濫する中で放送に求められる役割自体が変わっている部分もあるのではないかと思います。その意味では、純粋に従前の放送と同じ役割を果たすことが、公共放送だけに限らない放送業界に求められているのかもあらうかと思っております。このため「放送と同様の効用」について、放送自体がどういう役割を持っているのかという部分の御回答が、前提としてやや丸められている部分があると思えました。これは直ちにお答えいただくのは難しいかとは思いますが、この情報空間の中で、放送にどのような役割が求められているかという点は、ぜひ改めて御検討いただいて御回答いただきたいと思えました。

### 【三友主査】

最初の点につきましては、皆様の質問を一覧にした上で、NHKさんに別途回答いただきたいと思っております。御指摘のとおり、質疑がかみ合っていない、必ずしも答えていないところというのは多々見受けられますが、この時間は非常に限られておりますので、別途、紙でお願いしようと思っております。そのように御理解いただければと思います。

### 【宍戸構成員】

できるだけ手短かに申し上げます。今三友主査がお取りまとめいただいているように、我々の質問は多岐にわたっていて、お立場上、できるだけ誠実にお答えいただいているとは思いますが、例えば先ほどの経営計画で示すことになるであろうNHKの目指す方向性、ビジョンといったもの



については、やはり紙で頂くことで、それを達成するためにどのような共同規制的な枠組みがいいのか、あるいは今までのような自主自律に任せるのかという議論が我々もできると思いますので、それはぜひお願いをしたいと思います。

このことに関連してもう1点だけ申し上げますと、結局、共同規制を仮にするにしても、これは規制する側と規制される側にそれぞれの受皿、インターフェースがきちりあるということが必要であり、先ほど山本構成員がおっしゃった費用上限をめぐる問題、競争評価をめぐる問題について、専門的な組織がきちり自律的にNHKの中にないとやはりうまくいかないと考えます。それを外からどうやって見るかという問題になるだろうと思います。平成30年の放送を巡る諸課題に関する検討会第二次取りまとめにおいては、専門家等による経営委員会や監査委員、監査委員会のサポート体制を充実させるといったことの検討があったわけでございますけれども、これについてNHK内部でどうなっているのか、あるいは今後、この場での議論として、評価委員会が現にあるものを、会長直下ではなくて経営委員会に置くというような法的なガバナンスの強制を行うかといったことも検討に値するのではないかと考えております。

#### 【内山構成員】

私は自分の最後の質問の延長線上になってしまって、国際絡みというところです。私は、放送産業というのは国内とか電波の届く範囲の中のコップの中の競争している場合じゃないという思いが非常に強くて、第2回会合で資料を出しました。ぜひNHKには、2040年ぐらいを意図したときに一番脅威に感じているコンペティターはどこなのか、あまり具体名を出すのは大変かもしれませんが、事後で結構ですので、何かそういった意識みたいなことをお示しいただけるとうれしいと思いました。

#### 【林構成員】

最後に申し上げたネット規律の点の補足をさせていただきますと幸いです。

11ページの点ですけれども、NHKがお示しになった自律型モデルがよいのではないかと考えていますと先ほど申し上げました。現状はNHKはインターネット活用業務についてガイドラインをつくって運用しておられますし、もしインターネット活用業務を本来業務に改正するのであれば、それに合わせてガイドラインもバージョンアップしていくということは必須だと思いますけれども、ただ、それを超えて、放送と同様の規律を法律上措置して、例えば、インターネット配信について新たに放送法4条1項や81条のようなものを新たにつくって、それをネット規律にそのまま当ては

めるというのは、時期尚早ではないかと思っています。私は、競争ルールのところで強調したある種の国のチェックと関与について、それをこのネット規律のところでやってしまうと、オープン・インターネットの原則からどうなのか、あるいは今後さらに発展するインターネット配信の可能性なりイノベーションに対する制約にならないかを懸念しております。もっと言うと、その種の規定がある意味拡大解釈されるおそれはないか、ということも私自身は危惧しております、これはまったくの杞憂かもしれませんが、停波ならぬ配信停止というような事態が生じることはあってはなりませんので、まずはNHKを含む放送事業者の自律と良識に委ねるのが妥当ではないかと考えた次第です。そういった懸念が少し念頭にあったものですから、先の発言でそういった趣旨のことを発言しました。この点は、次回以降また必要に応じて議論させていただければと思います。

### 【三友主査】

私からも全体をラップアップするような形で、一言申し上げさせていただきたいと思います。

本日のヒアリングは、当事者でいらっしゃるNHKにおきまして、情報空間の健全性あるいはメディアの多元性、多様性を維持するために、インターネット活用業務に向けた日本のメディアのリーダーとしての矜持を伺いたかったという趣旨でございます。他方で、構成員の皆様からは、かなり厳しい意見も表明されたところでございました。

これまで必須業務化につきましては、このワーキンググループでは基本的に前向きな意見が多かったと承知しております。他方で、一部からは、この必須業務化というのを既定路線としているのではないかなというような批判があることも承知しております。ただし、構成員の皆様におかれましては、日本の公共メディアとしてのNHKの期待があったからこそそういった御発言がこれまでなされてきたと私も理解しておりますし、必須業務化ありきの議論をしているということではないと思います。

本日、御発表いただきまして、私も分からないところが随分ありました。私は経済学がバックグラウンドでございますけれども、「放送と同様の効用」というのは、全く定義が分かりません。どういうふうに測るのか、これは非常に疑問に感じるところでありますし、そもそも同じ効用をもたらす必要があるのか、あるいは同じじゃなきゃいけないのか、あるいはそれ以下じゃなきゃいけないのかというような、様々な疑問が湧いたところでございます。

いずれにせよ、我々はNHKに期待をしているわけでございます。他方で、影響力も大きいということがありますので、NHKに関する様々な懸念が別途示されているところでもございます。ぜひともNHKにおかれましては、それらを自らが払拭する一層の努力をしていただくことを期待し

ております。

今日はいろいろと議論いただき、大変多くの質問を出していただきました。事務局で、質問のリストを作成していただいて、構成員に確認をしていただいた上で、NHKのほうにお渡ししたいと思います。

【岸放送政策課企画官】

三友主査からお話ございましたように、本日、各構成員からいただいた質問を事務局のほうで整理をいたしまして、各構成員に御確認の後、NHKに回答を求めていくといった形で本日の議論を整理してまいりたいと思います。

(4) 閉会

事務局から、伝達事項の連絡があった。

(以上)